

交通政策審議会について

1．審議会等の整理合理化についての考え方（中央省庁等改革の推進に関する方針「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」より）

- ・ 活動不活発な審議会等は、基本的に廃止する。
- ・ 法令上時限の付されている審議会等又は事実上時限のある審議会等は、時限の到来又は任務の終了をもって廃止する。
- ・ 政策審議・基準作成機能は、原則として廃止する。
ただし、
 - ア 行政の執行過程における計画・基準の作成について、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合については、その必要性を見直した上で、必要最小限の機能に限って存置する。
 - イ 基本的な政策について審議するものを数を限定して存置する。
- ・ 行政処分関与・不服審査等の機能は、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合については、その必要性を見直した上で、必要最小限の機能に限って存置する。
- ・ 存置されることとなった機能については、これらの機能を持つそれぞれの審議会等を審議分野の共通性に着目してできる限り統合することとする。

2．廃止される審議会（運輸省関係）

運輸技術審議会、新幹線鉄道審議会、海運造船合理化審議会、海上安全船員教育審議会、港湾審議会、航空審議会、観光政策審議会、自動車損害賠償責任再保険審査会、気象審議会

3．存置される審議会（運輸省関係）

運輸政策審議会（交通政策審議会として）、運輸審議会、航空事故調査委員会

関連条文

国土交通省設置法（抄）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会

社会資本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 （略）

三 ……、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）……の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

気象業務法（抄）

（交通政策審議会への諮問等）

第四十三条の二 交通政策審議会は、気象庁長官の諮問に応じ、第三条各号に掲げる事項その他気象業務に関する重要事項を調査審議する。

2 交通政策審議会は、前項に規定する事項に関し、関係行政機関に対し、意見を述べることができる。